

感染症の自宅療養期間の変更について

- **インフルエンザ**: 発症した後5日間、かつ、解熱した後2日間は自宅療養です。
- **百日咳**: 咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質による治療が終了するまでは自宅療養です。
- **おたふくかぜ**: 耳下腺、顎下腺又は舌下腺のはれが発現した後5日間、かつ、全身状態がよくなるまでは自宅療養です。